

にんじんサロン連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、「にんじんサロン連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、いずみおおつ男女共同参画交流サロン(以下「にんじんサロン」という。)で活動する各グループ(以下「グループ」という。)の交流を深め情報交換等を行うことで、女性も男性もともに自立し、協力しあい、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(活動)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) グループ運営に関する研究
- (2) グループ活動の成果発表を行う場の企画・運営
- (3) にんじんサロンが行う事業に対する協力
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 連絡会は、グループの会員をもって組織する。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

2 役員は、グループから選出される代表者とする。

3 会長及び副会長は、役員の内選により選出する。

4 役員の内任期は1年とする。ただし、再任は妨げず、欠員が生じた場合の内補欠役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期終了後も後任者が決まるまで職務を継続する。

6 会長は、連絡会を代表して会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 幹事は、連絡会の内企画運営に参画する。

(会議)

第6条 連絡会における会議は、第5条第1項各号に掲げる役員をもって組織し、会長が招集する。

2 会議の内議長は、会長が行う。

(事務局)

第7条 連絡会の内事務局は、にんじんサロンに置くものとする。

附 則

この会則は、平成28年4月27日より施行する。

この会則は、平成29年6月15日より施行する。